

【情報館】・特にことわりのないものは7月1日(金)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。



### 国民健康保険特定健康診査の対象者の皆さんへお詫びと訂正

国民健康保険特定健康診査の対象者に発送した「特定健康診査受診券」に同封の「特定健康診査受診の流れ医療機関一覧(A3両面)」の医療機関情報に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正します。



#### 訂正箇所

▼松井地区「所沢市市民医療センター」電話番号…(誤) 2992-20811 ↓(正) 2998-20811

▼並木地区「こぶしクリニック」病(医)院名…(誤) 酒田内科クリニック ↓(正) こぶしクリニック

▼吾妻地区「所沢中央病院」受診可能日…(誤) 月々土曜日午前のみ・予約不要 ↓(正) 月々土曜日・要予約

市HPに、訂正版(医療機関一覧)を掲載しています。

問 国保年金課 ☎2998-9131

### 災害弔慰金・義援金の支給

東日本大震災により死亡された方(市内に住所を有した方)のご

遺族に対して、災害弔慰金・義援金が支給されます。また、行方不明となった方のご家族にも支給される場合があります。

なお、障害を負われた方については、災害障害見舞金が支給される場合があります。

詳細は、お問い合わせください。 福祉総務課 ☎2998-9113

### 後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ

◆新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を郵送します

新保険証を7月中に簡易書留で郵送します。旧保険証は、市役所1階福祉総務課またはまちづくりセンターに返却いただくか、ハサミを入れて破棄してください。



### 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

均等割額…40,300円

所得割額…(所得金額-基礎控除33万円)×所得割率(7.75%)

後期高齢者医療保険料決定通知書は、7月上旬に郵送します。

◆「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請 住民税非課税世帯に属する被保

### 市税の夜間・休日納税窓口

夜間…7月1日(金)、29日(金)、8月1日(月) 午後5時～8時  
休日…7月31日(日) 午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画法、自動車税、事業所税等

☎電話による納税相談も受け付けます。

市役所2階収税課 ☎2998-9073

### 8月1日(月)は

- 固定資産税・都市計画法(第2期)
- 国民健康保険税(第1期)

の納期限です

納期限内納付にご協力ください。 ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

除者の方は、申請により同認定証が交付され、医療機関に提示すると入院時の負担が軽減されます。申請に必要なもの

◆後期高齢者医療被保険者証 ◆代理申請の場合 合は、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)

市役所1階福祉総務課 ☎2998-9113へ直接

### 障害者用駐車場の適正な利用にご協力

公共施設や商業施設などには、車いす使用者や歩行困難な方が利用しやすいように障害者用駐車場(写真左)が設けられています。



この障害者用駐車場は、乗り降りがしやすいように、一般の駐車場より幅が広く、建物の出入口の近くに設けられています。

◆「介護保険負担限度額認定証」の申請 住民税非課税世帯の方が、介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所また

療施設に入所または、申請により「認定証」が交付され、事業者に提示すると食費や居住費(部屋代)の自己負担が軽減されます。



は短期入所(ショートステイ)を利用する場合、申請により「認定証」が交付され、事業者に提示すると食費や居住費(部屋代)の自己負担が軽減されます。

◆「認定証」をお持ちの方も、更新時には再度申請が必要です。 市役所1階介護保険課 ☎2998-9420へ直接

### 国民年金保険料の免除制度

次の対象者の方は、申請により保険料が免除または猶予される場合があります。

- ◆経済的な理由や災害等により保険料を納めることが困難な方：保険料の全額・半額・4分の1または4分の3の額が免除
- ◆学生で納付が困難な方：一時的に保険料の支払いを猶予(学生納付特例制度)
- ◆学生以外の30歳未満の方：一時的に保険料の支払いを猶予(猶予若年者納付猶予制度)
- ◆いずれの免除・猶予も事前に前年所得等の審査があります。

【申請に必要なもの】  
①すべての方：年金手帳(20歳到達時は不要)、印鑑(本人申請の場合は不要)

②失業したことにより申請する方：①に加え、「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格者証」

③平成23年1月2日以降に転入された方：①に加え、前年所得の確認できる書類(源泉徴収票や課税証明書等)

④学生の方：①に加え、学生証

原則として、申請は毎年必要です。全額免除・若年者納付猶予に該当する場合は、自動継続できる制度もあります。詳細は、お問い合わせください。

市役所1階国保年金課 ☎2998-9095またはまちづくりセンターへ直接

## 国民健康保険にご加入の皆さんへ

### ◆納税通知書を郵送します

国民健康保険納税通知書は、納税義務者である世帯主の方あてに7月上旬に郵送します。納付書はとじてありませんので、納付の際は納期を間違えないようご注意ください。また、領収証書などは大切に保管してください。



◆被保険者の異動や所得の変更に伴い、一度決定された国民健康保険税額が変更になった場合は、そのつど国民健康保険税の変更(更正)通知書を郵送します。

◆国民健康保険税の税率等の改定 平成23年度課税分より医療給付費分の税率等の改定を行いました。

区分	改定前(平成22年度まで)	改定後(平成23年度から)	比較	
医療給付費分	所得割	7.30%	6.50%	0.8%減
	資産割	30%	30%	据え置き
	均等割	11,000円	9,000円	2,000円減
	平等割	17,000円	17,000円	据え置き
	限度額	47万円	50万円	3万円増

◎医療給付費分以外の税率等に変更はありません。

### ◆特別徴収

対次のすべてに該当する世帯主の方  
①国民健康保険の被保険者であること  
②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が、65歳～74歳であること  
③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること  
④国民健康保険税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1以下であること

納付方法 世帯主が受給する年金から差し引き

◎世帯主以外の方が受給している年金からは差し引きません。

納付回数 原則6回(年金振込月の4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月)

納期ごとの金額 1年間の国民健康保険税を6回に分けた金額

◎納期の月の税額が、その月分の国民健康保険税ということではありません。

◆国民健康保険税の納付相談 納付が困難な場合は未納のままにせず、納付方法についてお早めにご相談ください。また、災害やその他特別な事情により一定の条件に当てはまる場合には、国民健康保険税の減免が認められます。

特に、東日本大震災により被災された世帯で、国民健康保険に加入している方が居住していた家屋や家財に被害が生じた場合などは、減免が認められる場合があります。

問 国保年金課 ☎2998-9131



納付方法 納付書または口座振替  
納付回数 原則8回(平成23年7月～24年2月)  
納期ごとの金額 1年間の国民健康保険税を8回に分けた金額  
◎口座振替をご希望の方は取扱金